

事前公表

「令和 7 年度 先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業（追加募集）」（仮称）の公募予定について

国家戦略特区であるスーパーシティ等の取組を推進するため、「令和 7 年度 先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業」を公募し、採択結果を 7 月 4 日（金）に公表いたしました。今般、さらなる様々な地域課題の解決に向け、下記のとおり、同事業の追加募集の企画競争公募・事業実施を行う予定ですので、お知らせいたします。

また、公募開始までの間、応募予定の提案内容が本調査事業の趣旨や要件に合致するか等について、事前相談に応じますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 以下は、現時点で検討中の事業内容についてお知らせするものであり、実際の公募の内容には変更の可能性がありますのでご注意ください。

1. 事業概要

（1）背景・趣旨

地域が抱える様々な分野における課題の解決に向け、国家戦略特区であるスーパーシティ（茨城県つくば市、大阪府・大阪市）、デジタル田園健康特区（石川県加賀市・長野県茅野市・岡山県吉備中央町）、連携“絆”特区（福島県・長崎県、宮城県・熊本県）、金融・資産運用特区（北海道等）（本調査事業の対象となるこれらの区域を以下「対象特区」という。）において、先端的サービスによって地域課題を解決するモデル地域として、様々な分野における先端的サービスの開発・構築と、その実装に必要な規制・制度改革に向けた検討を進め、早期実装を推進するとともに、同様の地域課題を抱える他の地域にも得られた知見を広く横展開していくことが求められている。

こうした中、本調査事業は、対象特区において、先端的サービスの実装に必要な規制・制度改革の実現に向け、技術的手法の調査・検討や、ニーズ及び関係者の意見の把握、開発したサービスの実証と課題の整理等を通じて、規制・制度改革と先端的サービス導入の必要性・妥当性・合理性を説明する具体的なエビデンス等を収集・整理し、これらを通じて、規制・制度改革の実現や様々な分野における先端的サービスの実装による地域の抱える課題の解決を図ることを目的としている。

（2）予算規模

- ・ 1 事業当たり予算額 原則、上限 5,000 万円（税込）

2. 実施主体の要件

対象特区の地方公共団体と連携※して先端的サービスの実装や規制・制度改革に向けて取り組む協議会（当該地方公共団体を構成員に含む協議会）又は事業者（大学・研究機関等を含む）

※ 応募事業に関する地方公共団体の今後の取組方針（区域方針に照らして必要不可欠な事業であると判断する理由、規制・制度改革及び先端的サービスの実装に向けた取組体制・取組内容・スケジュール等を具体的に記載した書類（様式任意））」について、当該地方公共団体から交付を受けていることを要件とします。

3. 評価

（１）評価方法

- ・ 外部有識者を含む審査委員会により評価を実施し、その意見を踏まえて予算の範囲内で本事業の委託候補団体を選定します。当該審査に当たっては、さらなる様々な地域課題の解決に向け、追加募集を実施することを踏まえ、７月４日（金）に公表した採択結果も考慮します。

（２）主な評価の観点

○規制・制度改革の実現性

- ・ 規制・制度改革の実現に向けて、調査検討すべき項目、実証等を通じた検証方法、検証プロセスが具体的である※など、必要十分な調査内容となっているか

※ 原則として、調査対象とする規制・制度改革について、地方公共団体と連携して「国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項（[本リンク参照](#)）」に基づき規制改革提案を行い、当該提案に関する各府省庁からの回答を踏まえた上で検証項目・方法が検討されていることなどが挙げられます。

○先端的サービスの必要性・先進性

- ・ 対象特区の地域課題の解決など区域方針等に照らし必要不可欠なサービスであるか
- ・ 先進性や革新性を有するサービスとなっているか
- ・ サービスの社会実装に向けた取組が具体的であるか（単なる実証ではないか）

○実施体制

- ・ 必要十分な調査の実施や、先端的サービスの実装に向けて、十分な実施体制※であるか

※ 例えば、先端的サービスの実装に向けて、地方公共団体、民間事業者、大学・研究機関など関係者の強いコミットメントがあることが挙げられます。

4. スケジュール（予定）

令和７年	７月下旬～８月上旬頃	公募開始
	８月下旬～９月中旬頃	審査、採択決定
	９月下旬～１０月上旬頃	契約、事業開始
令和８年	３月	事業終了

5. 留意点

- ・ 本事業は、事業採択後、契約条件等を調整の上、実施主体と内閣府との間で委託契約を締結

して実施するものです。このため、契約の相手方である実施主体となる協議会の代表者や事業者（複数の事業者が実施主体となる場合は全ての事業者）は、令和7・8・9年度内閣府競争参加資格審査（全省統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者である必要があります。

- ・ 上記2. のとおり、対象特区の地方公共団体と連携して先端的サービスの実装や規制・制度改革に向けて取り組む協議会又は事業者であることを実施主体の要件としていますので、当該地方公共団体とも十分相談の上、内閣府まで事前相談をお願いします。
- ・ 過年度と同内容で継続する事業は、原則として、予算上限額が異なるほか、提案内容に関連して、令和7年度に、地方公共団体（地方公共団体を構成員とする協議会、大学・研究機関等を含む。）が一定の財政負担を行っている必要があります。

【参考情報】

令和4年度～6年度における本事業の取組内容については、以下をご参照ください。

- ・ https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercitycontents.html#jump_cutting_edge
- ・ <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kizuna/kizuna.html>

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 深井、山本、緒方、天羽、畠中
TEL：03-5510-2463